

「けしの実会」会則 改訂案

(平成 24.3.20 改正)

(平成 30.9.6 改正)

1. 本会は京都大学工学部原子核工学教室、京都大学工学部物理工学科原子核工学コースおよび京都大学大学院工学研究科原子核工学専攻(以下「本教室」という。)の同窓会であって、会員相互の親睦をはかり本教室の将来の発展に寄与することを目的とする。

2. 本会はその目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 懇親会、講演会、その他の集会の開催
- (2) 会報などの発行
- (3) その他必要な事業

3. 本会の本部は本教室内に置く。

4. 会員の多数居住する地区及び執務する職場には支部を設けることができる。

5. 本会は次の会員で構成する。

正会員 本教室の教職員及び本教室卒業生

学生会員 本教室の大学院及び学部在学学生

特別会員 本教室の大学院授業担当教員、旧教官および旧教職員

推薦会員 正会員より推薦され、幹事会で適当と認めた者

5-2. 推薦会員の身分は3年度とする。ただし、本人の希望により身分を更新することができる。

6. 本会に次の役員を置く。

(本部)

- 会長(1名) 本会を代表する。会員のうちから互選する。
- 副会長(若干名) 会長を補佐する。会員のうちから会長が委嘱する。
- 幹事(若干名) 本会の業務を執行する。会員のうちから会長が委嘱する。
- 幹事長(1名) 幹事の業務をまとめ、会長及び副会長を補佐する。幹事のうちから互選する。

(支部)

支部代表(1名) 支部の業務を執行する。支部の会員のうちから互選する。

7. 本会に必要な事項を審議し、承認するため、役員全員から構成される幹事会を置く。幹事会は役員の発議により会長または幹事長の了承を経て開催され、構成員の半数以上の出席者を定足とする。委任状を提出した者は出席とみなす。審議事項は構成員の半数以上の賛成をもって可決する。幹事会は、役員が所定の場所に会する他、電子メールによる回議やインターネットによる通信などの手段によっても成立するものとする。

8. 役員の任期は1年とする。ただし、重任を妨げない。

9. 本会は会費・事業収入およびその他の収入をもって経費に充てる。

(1) 正会員の年間会費は1000円とする。

(2) 原子核工学コースの学生会員が入学時に物理工学系同窓会に納入した会費から同同窓会活動に必要な経費を差し引いた残額を納付する。

(3) 会費を累計で20,000円納めた者は、以降の会費が免除される。前項で納入した会費は本項の会費の算定に含めるものとする。

(4) 会員は幹事会の了承を得て会に寄付することができる。

10. 本会の会計業務は、幹事のうち1名が代行する。

11. 2. (1)に定める懇親会、講演会、その他の集会は会員が幹事会の了承を経て随時開くことができる。

12. 幹事長は電子メールにより会員へ以下の項目の情報を発信することができる。

(1) 懇親会、講演会、その他の集会の開催の案内

(2) 会報などの発行の案内

(3) 京都大学同窓会その他、京都大学が卒業生に発信する情報

(4) 会員の依頼に基づく情報(ただし、1.の目的に合致するものに限る。)

13. 本会則の変更及び支部の設置・改廃には、幹事会の了承を必要とする。

付則

1. 工学研究科附属量子理工学教育研究センターは本教室に含まれるものとみなす。

参考

平成 30 年現在の支部を以下に記す。

東京支部

関西支部

四国支部

以上